

仮停止等処分事務処理要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和7年6月23日 運免第48号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

仮停止等処分事務の処理については、みだしの要綱に基づき運用してきたところであるが、点数制度の実施後は実情に即さない面もあるので、このたび別記のとおり改正し、昭和46年2月26日から実施することとしたので事務処理上誤りのないようされたい。

なお、昭和42年10月16日交二第1391号仮停止等処分事務処理要綱の制定について（例規）は、廃止する。

別記

運転免許仮停止等処分事務処理要綱

第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第103条の2に基づく運転免許（以下「免許」という。）の効力の仮停止及び法第107条の5に基づく国際運転免許証及び外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）に係る自動車等の運転の仮禁止（以下「仮禁止等」という。）に関する事務について、迅速な処理を図ることを目的に、その取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 指導教養の徹底

仮停止及び仮禁止等（以下「仮停止等」という。）は、免許の取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止（以下「本処分」という。）と密接な関係をもつ処分であるため、各級幹部は、次の事項について教養を徹底し、この制度の適正な運用に努めなければならない。

- 1 仮停止制度の趣旨及び関係法令並びに仮停止等と本処分の関連
- 2 仮停止等及び本処分に関する事務処理の要領
- 3 本処分の処分基準
- 4 事実認定上の留意点

第3 対象事故事件の捜査

1 現場臨場

交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、仮停止等の処分に該当する事案が発生したときは、現場に臨場し、真相の究明に努めることとし、やむを得ない場合は、署長等の指名した警部以上の幹部を臨場させること。

2 本処分に関する関係書類の作成

署長等は、実況見分の結果によって、当該事故が仮停止等に相当する事案であると認めたときは、直ちに当該事故事件が迅速適正に処理されるよう必要な措置を講じ、おおむね事故発生後（交通事故の救護措置義務違反にあつては、被疑者の検挙後）48時間以内に本処分に関する関係書類の作成及び送付の手続きを行うこと。

3 免許事実の確認

仮停止等に相当する交通事故を起こした者のなかには、故意に、免許を受けていな

いこと、又は免許内容を偽る者があると思われるので、事故処理にあたっては、必ず免許事実を確認すること。

第4 事実の認定

1 違反行為に関する事実認定

仮停止等事案の多くは、非現認の事故事件であるから、違反行為に関する事実認定に当たっては、実況見分を綿密に行う等により、事案の真相を適確に把握しておくこと。

2 因果関係の究明

法第103条の2第1項第2号及び第3号は、「一定の違反行為をし、よって交通事故を起こしたこと。」をその処分理由としており、違反行為と交通事故の間に何らかの因果関係が存在することを要件としているので、事実認定に当たってはこの関係の究明に努めること。

なお、この因果関係の究明が困難な事案については、仮停止等の処分は行わないようにすること。

第5 処分の決定

1 報告、連絡

(1) 署長等は、仮停止等の処分を行おうとするときは、仮停止事案発生即報（別記様式第1号）により、交通部運転免許課長（以下「免許課長」という。）を経由して警察本部長に事案の概要及び処分を必要と認める理由を報告し、処分についての指示を受けた上で処分を決定すること。

(2) 免許課長は、仮停止等の処分を行おうとする者の住所地が他の公安委員会の管轄区域内にある場合は、直ちに前(1)の報告事項を当該公安委員会に電話連絡すること。

2 処分決定上の留意事項

(1) 否認事件は、立証する十分な証拠があるか検討した上で処分を決定すること。

(2) 被害の程度又は不注意の程度が軽微である事案については、仮停止等の処分は行わず、速やかに本処分が行われるよう手続をとること。

第6 被処分者に対する処分通知

1 仮停止等の通知は、あらかじめ処分を受けることとなる者から、事案に対する申立てをよく聴取し、事実認定に誤りがないか確かめ、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第30条及び第37条の5に定める別記様式第19の2の仮停（禁）止処分通知書及び別表に定める書面を交付して行うこと。

この場合の仮停止等の期間は、処分の日を始期とし、当該交通事故を起した日から起算して30日を経過する日を終期として記入すること。

2 仮停止等の通知は、処分の執行を確保するため、処分を受けることとなる者が、取調べ又は身柄拘束等のため、交通部高速道路交通警察隊又は警察署（以下「警察署等」という。）に出頭し、又は在署（隊）している機会を利用して行うようにすること。

第7 弁明の機会の付与

1 法第103条の2第2項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与は、規則第30条の2及び第37条の5に定める別記様式第19の3の仮停（禁）止処分通知書により行うが、当該処分通知書を交付する際に、重

ねて弁明の機会を与える旨を口頭説明するとともに、次の事項を教示すること。

(1) 弁明は、特別な事情がない限り警察署等で行うこと。

(2) 弁明は、あらかじめ指定した日までの間に行うこと。ただし、特にやむを得ない事情があれば、弁明の日時を変更することができること。

(3) 弁明は、口頭による弁明に換えて弁明書を提出して行うことができること。

2 仮停止を受けた者又はその代理人から口頭による弁明が行われたときは、署長等の指名する警察官が弁明調書（別記様式第2号）に弁明を録取すること。

3 前2の警察官は、弁明を録取した後速やかにその内容を署長等に報告すること。

4 報告を受けた署長等は、仮停止等を受けた者又はその代理人の弁明の内容を審査した結果、仮停止等の処分を行うことが適当でないと認めたときは、あらかじめ免許課長を経由して警察本部長に報告し、指示を受けて、処分を取り消すこと。この場合においては、当該処分を受けた者に対し、速やかに仮停（禁）止処分取消通知書（別記様式第3号）により通知するとともに、仮停止等を受けた者が、処分に際して免許証又は国際運転免許証等を提出した者である場合は、提出されている免許証又は国際運転免許証等を返還し、処分に際して免許情報記録の抹消を受けた者が、特定免許情報の記録を申請する場合は、その者の個人番号カードに特定免許情報を記録すること。

第8 仮停（禁）止通知書等の送付

1 仮停止等の処分を行った署長等は、仮停（禁）止通知書及び当該処分を受けた者から提出を受けた免許証又は国際運転免許証等（免許証又は国際運転免許証等の提出を受けた場合に限る。以下「仮停（禁）止通知書等」という。）を処分を受けた者の住所地を管轄する公安委員会に送付するときは、次によること。

(1) 処分を受けた者の住所地が県内の場合

仮停（禁）止通知書等と当該事案に係る本処分の関係書類を交通部運転免許課（以下「免許課」という。）に送付すること。

なお、本処分の関係書類のうち行政処分原票については、事務の簡素化を図るため、第5の1の(1)による仮停止事案発生即報をもって代えるものとする。

(2) 処分を受けた者の住所地が県外の場合

仮停（禁）止通知書等と当該事案に係る本処分の関係書類をその者の住所地を管轄する公安委員会あて直送すること。

2 送付途中において免許証又は国際運転免許証等が紛失することのないよう配意すること。特に、他の公安委員会に送付する場合は、必ず書留速達郵便によること。

3 送付手続は、仮停止等をしたときからおおむね3日以内に行うこととし、送付先が他の公安委員会である場合は、当該事案の本処分の際に道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）に基づいて行う意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）の期日の5日前までに到着するよう送付すること。

第9 免許証及び国際運転免許証等の返還、保管

1 仮停止等の処分を行った場合、処分を受けた者の運転免許証（以下「免許証」という。）又は免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）の保有状況に応じて、次の措置を講じること。

- (1) 仮停止等を受けた者が免許証のみを有する者である場合は、免許証の提出を受ける。
 - (2) 仮停止等を受けた者がマイナ免許証のみを有する者である場合は、免許情報記録の抹消を行う。
 - (3) 仮停止等を受けた者が免許証及びマイナ免許証を有する者である場合は、免許証の提出を受けるとともに、免許情報記録の抹消を行う。
 - (4) 仮停止等を受けた者が国際運転免許証等を有する者である場合は、国際運転免許証等の提出を受ける。
- 2 免許課長は、仮停止等を受けた者の免許証又は国際免許証等の送付を受けたときは、本処分が行われるまでの間保管すること。
- 3 免許課長は、前2の仮停止等を受けた者が仮停止等の期間内に住所を県外に変更したときは、変更後の住所地を管轄する公安委員会への処分移送通知書、仮停（禁）止通知書並びに免許証又は国際運転免許証等（免許証又は国際運転免許証等の提出を受けた場合に限る。）を再送付すること。ただし、この再送付は法第94条第1項（法第95条の5第2項の規定に読み替えて適用する場合を含む。）の規定による住所変更に関する免許証の記載事項の変更届出があったとき（法第95条の5第3項（第2号に係る部分に限る。）の規定により住所変更等の届け出を要しない場合（住所変更ワンストップサービス等の適用を受ける場合）を含む。）、又は国際運転免許証等を所持する者から住所を変更した旨の通知があったときに限り行うものとする。
- 4 署長等は、免許証又は国際運転免許証等の提出を受けたときは、提出した者に対し次のことを教示しておくこと。
- (1) 仮停止等の期間内に本処分が行われなかった場合の免許証又は国際運転免許証等の返還は、事案発生時の住所地の警察本部行政処分担当課において行われること。
 - (2) 仮停止等の期間内に公安委員会の管轄を異にして住所を変更した場合は、当該期間内に速やかに法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届出（国際運転免許証等を所持する者にあつては、仮禁止をした署長等に対して住所を変更した旨の通知）をすべきこと。
 - (3) 前(2)の届出又は通知を怠ったときの免許証又は国際運転免許証等の返還は、事案発生時の住所地の警察本部行政処分担当課において行われること。
- 5 仮停止等をして、免許情報記録の抹消を行った場合は、当該者が停止期間（本処分に係るものを含む。）の満了又は停止処分（本処分が行われた場合は当該本処分）の解除後に初めて特定免許情報の記録を受ける場合（停止期間の満了又は停止処分の解除後に免許証又は免許情報記録の有効期間の更新を受け若しくは当該免許以外の免許を与えられた者等は除く。）に、特定免許情報記録手数料は徴収しないとされていること（法第112条第1項第4号の2及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条第4項第1号）に留意し、特定免許情報記録手数料の誤徴収の絶無に向けた措置として「「点数制度による行政処分に関する事務処理要領」の改正について」（令和7年3月13日付け警察庁丙運発第35号）別添第7の5の(イ)に記載する措置を講ずることを徹底すること。

- 1 免許課長は、仮停止等の処分を行った署長から第5の1の(1)による報告を受理したときは、警察共通基盤システムによる運転者管理業務によって、仮停止等を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号（仮停止を受けた者がマイナ免許証を有する者である場合は免許情報記録番号）を確認し、当該事案について事故登録票を作成し、速やかに事故登録を行うこと。
- 2 免許課長は、事故登録に伴う警察庁情報処理センターからの点数通報を受理した場合に、仮停止等を受けた者の住所地が他の公安委員会の管轄区域にあるときは、直ちにその者にかかる点数通報書を当該公安委員会に送付すること。
なお、他の公安委員会から仮停止等の事案の通報を受けた場合に、急を要するときは、当該事案の事故登録が行われた直後に、その者について違反事実照会を行い、その回答に基づいて意見の聴取準備を行うこと。

第11 意見の聴取の期日及び場所の通知

仮停止等の事案に係る本処分は、原則として意見の聴取該当事案となるので、仮停止等の期間内に意見の聴取が行われるようにするため、意見の聴取の期日及び場所を次により速やかに通知すること。

- 1 意見の聴取を行う公安委員会が本県の公安委員会である場合
 - (1) 免許課長は、第5の1の(1)の報告事案が意見の聴取該当事案であると認めたときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定した上、署長等に対し意見の聴取対象者に対する意見の聴取通知書（仮停止用正本）（別記様式第4号）の交付について連絡すること。
 - (2) 前(1)の連絡を受けた署長等は、仮停（禁）止処分通知書の交付の際に併せて意見の聴取通知書を交付して意見の聴取の期日及び場所を通知し、当該意見の聴取対象者から意見の聴取通知書（仮停止用副本）（別記様式第5号）裏面に受領書を徴しておくこと。
 - (3) 免許課長は、他の公安委員会から本県内に住所を有する者に対して仮停止等をした旨の連絡を受けた場合で当該事案が意見の聴取該当事案であると認めたときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、当該公安委員会に対し意見の聴取対象者に対する意見の聴取通知書の交付を依頼すること。
- 2 意見の聴取を行う公安委員会が他の公安委員会である場合
 - (1) 免許課長は、第5の1の(2)の電話連絡により、連絡先の公安委員会から意見の聴取の期日及び場所について通知の依頼を受けたときは、仮停止等をした署長等に対し意見の聴取通知書の交付を依頼すること。
 - (2) 署長等は、前(1)の依頼を受けたときは、前1の(2)と同じ要領で意見の聴取通知書を交付して受領書を徴しておくこと。
- 3 署長等は、あらかじめ府県名の記載していない公安委員会及び警察本部長用の意見の聴取通知書用紙並びに行政処分関係書類送付書を備え付けておくこと。
- 4 意見の聴取通知書の交付について連絡又は依頼を受けた署長等は、意見の聴取通知書に所要の事項を記載し、公安委員会（警察本部長）名欄に関係府県名を記載したものを複写で正副2通作成し、正本は意見の聴取対象者に交付し、副本は本処分の関係書類とともに送付すること。

- なお、意見の聴取通知書の番号は、免許課が管理している一連番号を付すること。
- 5 署長等が、他の公安委員会から依頼を受けて交付する意見の聴取通知書には、裏面に依頼を受けて交付するものである旨を記載して交付すること。
- 6 意見の聴取通知書の副本裏面の受領書には、意見の聴取通知書を作成した署長等名の記入及び公印の押印並びに交付担当警察官の階級、氏名の記入及び押印の上、仮停止（禁）止通知書等と併せて関係公安委員会に送付すること。
- 7 仮停止等の処分事由に該当する事案が、年末、年始等の時期に発生し、仮停止等の期間内に意見の聴取を行うことができない場合であっても、その他の場合と同様に仮停止等の処分を行い、意見の聴取の期日及び場所を処分通知の際に指定しておくこと。
- 8 免許課長は、前7の場合で仮停止等の期間が経過したときは、免許証又は国際運転免許証等は返還すること。

第12 仮停止等の処理状況

仮停止等事案については、別に定める「仮停止等処理台帳」に必要事項を登載し、処理状況を明らかにしておくものとする。

別表

行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起に関する
教示事項

この行政処分不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県公安委員会（和歌山市小松原通一丁目1番地、和歌山県警察本部内）に審査請求をすることができます。

審査請求をするときは、和歌山県警察本部交通部運転免許課（和歌山市西1番地、交通センター内）に請求書を提出してください。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が代表者となります。）として提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、これに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

仮 停 止 等 事 案 発 生 即 報																									
発信年月日		年 月 日 午 前・後 時 分																							
発 信 者												仮停止事案								事件番号					
受 信 者												取扱警察署名													
被 処 分 者	①本 籍																								
	②住 所																								
	③氏 名												④ 性 別	男	⑤生年月日										
	氏名コード													女	明・大・昭・平 年 月 日 (歳)										
⑥ 免許 種別		大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け	大	中	準	普	職 業				
		型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	型	型	通	特	引	型	型	中	通					
		第一種免許										第二種免許				仮免許									
⑦免 許 証 番 号		第 一 号 年 月 日 公安委員会交付																							
⑧ 免許情報 記録番号		第 号 年 月 日 公安委員会記録等																							
⑨違反車両		車 種																							
		登録番号																							
		登録用途		自家用 ・ 事業用																					
処 分 理 由																									
⑩発生日時		年 月 日 午 前・後 時 分																							
⑪発生場所																路線名									
⑫違反行為		違反（法第 条第 項第 号、法第 条第 項第 号）																							
⑬事故の形態																									
⑭ 事故原因と なった違反 行為の内容 及び事故の 概況																									
		(目撃者 ☐ 有 ☐ 無)																							

被害者	⑮氏 名			⑯生年月日	年 月 日 (歳)	⑰性 別	男	女
	⑱ 被害者の状態	☐ 歩行者 ☐ 同乗者 ☐ 被害車両の運転者 ☐ 被害車両の同乗者 ☐ その他 ()						
⑲被 害 状 況	死亡	負 傷		最高 加療 日数	物 損 (車両、家屋、その他)	⑳不注意 の程度	重 い	軽 い
		重傷	軽傷					
㉑過去1年以内 の行政処分歴	処 分 年 月 日			処分日数	処分種別	短縮日数		
	・ ・ ・			日		日		
	・ ・ ・			日		日		
	・ ・ ・			日		日		
㉒身柄措置	☐ 身柄不拘束 ☐ 現行犯逮捕 ☐ 通常逮捕 ☐ 緊急逮捕							
	逮捕日時	年 月 日 午 前 後 時 分				送致時における身柄措置	☐ 有 ☐ 無	
	釈放日時	年 月 日 午 前 後 時 分						
㉓ 事故時免許証携帯の有無		☐ 有 ☐ 無						
㉔ 仮 停 止 の 期 間		月 日から 月 日まで (日間)						
備 考								

注 ⑥免許種別については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する免許の種類を記載すること。

別記様式第2号（第7の2関係）

弁 明 調 書

住 所

職 業

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 警察署において

警察署長が 年 月 日 に対し

て行った運転免許の仮停止につき、次のとおり供述して弁明した。

前同日

警察署



仮 停 止 処 分 取 消 通 知 書
禁 止

年 月 日

住 所

殿

警察署長 印

年 月 日あなたに対して行った下記処分を取消したので通知します。

記

1 取消しすることとなった処分

運転免許の効力の仮停止 自 年 月 日

自動車等の運転の仮禁止 至 年 月 日

2 理 由

(表)

(仮停止用正本)

第 号

意見の聴取通知書

年 月 日

殿

年 月 日生

あなたに対する下記の理由による運転免許の 取 消 し に係る道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第1項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので出頭されるよう通知します。

処分をしようとする理由	年 月 日 午前・午後 時 分頃				
	おける				
	違反による（死亡・傷害）交通事故				
	過去3年以内の前歴	回	累積点数	点	
意見の聴取の期日	年 月 日 午前・午後 時 分から				
意見の聴取の場所					

備 考

- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行ったものとして処分を決定します。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために、あなたの意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

(裏)

この意見の聴取通知書は ☐ 公安委員会 の依頼により通知するものである。
☐ 警察本部長

年 月 日

和歌山県

警察署長印

(表)

(仮停止用副本)

発信年月日	年 月 日 午前・午後 時 分																																																		
発 信 者		発 信 取扱者		受 信 者		受 信 取扱者																																													
意見の聴取の通知方依頼について 通報のあった事案に係る意見の聴取は、次の意見の聴取通知書のとおり行うことに決定しましたので、貴警察署長において通知方お願いします。																																																			
意見の聴取通知書 年 月 日 _____ 殿 年 月 日生 あなたに対する下記の理由による運転免許の取消しに係る道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第1項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので出頭されるよう通知します。 <table><tr><td rowspan="4">処分をしようとする理由</td><td colspan="7">年 月 日 午前・午後 時 分頃</td></tr><tr><td colspan="7">おける</td></tr><tr><td colspan="7">違反による（死亡・傷害）交通事故</td></tr><tr><td>過去3年以内の前歴</td><td>回</td><td>累積点数</td><td colspan="3">点</td></tr><tr><td>意見の聴取の期日</td><td colspan="7">年 月 日 午前・午後 時 分から</td></tr><tr><td>意見の聴取の場所</td><td colspan="7"></td></tr></table> 備 考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行ったものとして処分を決定します。 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために、あなたの意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。								処分をしようとする理由	年 月 日 午前・午後 時 分頃							おける							違反による（死亡・傷害）交通事故							過去3年以内の前歴	回	累積点数	点			意見の聴取の期日	年 月 日 午前・午後 時 分から							意見の聴取の場所							
処分をしようとする理由	年 月 日 午前・午後 時 分頃																																																		
	おける																																																		
	違反による（死亡・傷害）交通事故																																																		
	過去3年以内の前歴	回	累積点数	点																																															
意見の聴取の期日	年 月 日 午前・午後 時 分から																																																		
意見の聴取の場所																																																			

(裏)

受 領 書

私に対する表記の意見の聴取通知書は、本日午^前_後 時 分確かに受領致しました。

年 月 日

氏名 _____

意見の聴取通知書 作成者	和歌山県 警察署長 印
交付担当者名 階級氏名	印